

第六章 大勸進事業の展開と荘園社会

― 諸国別所・所領における重源の活動を例に ―

序

第六・七章の課題は、前章までの考察を基盤とした、鎌倉仏教の展開についての研究である。従来、鎌倉期における民衆布教の問題は、いわゆる新仏教の展開に置き換えて論じられてきた。しかし、近年では鎌倉新仏教の概念に検討を迫る見解も現れている。例えば、①新仏教と言われる祖師の中でも、法然・親鸞・道元・日蓮を異端派、栄西・一遍を改革派と見做し、後者と貞慶・明恵・叡尊・忍性との間に共通性を見出す⁽¹⁾、②広義の商人・都市民に対する布教、祖師神話と入門儀礼を有する教団形成、これらを成し遂げたものを一括して鎌倉新仏教とする⁽²⁾、③神祇・戒律・国土観を軸とする価値体系と世界観の差異によって、体制派（顕密仏教・臨濟禪・真言律）・反体制派（法然・親鸞・道元・日蓮）・超体制派（遁世門）に分類する⁽³⁾、等の見解である。

本論では、民衆の置かれた宗教的環境について、すぐれて顕密仏教の影響を受けたものとして考える一方、荘園制支配に対しては一定の距離を示し得るものとして考えた。すなわち、民衆の宗教世界については、領主に対して一定の自立性を有するものと評価したのである。前章までの考察により、荘園の住人に希求される宗教的行爲として幾つかの要素が指摘できる。すなわち、開発にまつわる社会構造の可視的表象としての在地寺社、追善の重要性および修法・祭祀の社会的統合機能、地域的鎮守の重要性と領主権力に対する反作用などの要素である。こうした諸要素に対応するものとして近年注目されているのは、鎌倉期における禅律僧と呼ばれる人々の活動である。彼らは田島開発・作道架橋・港湾整備などの土木事業、貧者・病者救済などの慈善救済事業を大規模に展開しており、それを梃子として地域の中核としての末寺を全国に形成していった。民衆布教の点から言えば、鎌倉期においては彼らの活動こそが分析対象とされねばならないと考える。

本章では、禅律僧による活動の嚆矢たる、俊乗房重源の大勸進事業を採り上げ、荘園社会の側からその活動の意義を逆照射してみたい。重源による大勸進事業については、中ノ堂一信の本格的な論考以来⁽⁴⁾、中尾堯⁽⁵⁾、永村真⁽⁶⁾などにより、精力的に構造分析が進められてきた⁽⁷⁾。近年では五味文彦が重源をめぐる人脈に注目し、大勸進事業の総括を行なっている⁽⁸⁾。

ところで、勸進とは結縁の対概念であり、「所化」への「能化」に対応するものである。すなわち僧侶による勸進は、世俗による奉

加・結縁を不可欠な要素とする。したがって、大勸進事業を正当に評価するためには、地方において結縁行を直接に担った民衆にとつての意義をさぐる必要があるが⁽⁹⁾、前掲の諸論考ではこの点についての言及が不十分であるように思う。

重源の建立した諸国別所については、三坂圭治、国守進、平岡定海、藤井駿、前田幹らの研究があり⁽¹⁰⁾、また労働編成の面から別所をとりあげて、膝下領および職業集団や庶民との関係を考察した論考もある⁽¹¹⁾。しかし、重源により開発・立券された莊園については、播磨国大部莊を除いては著名なものでなく、史料となる「東大寺文書」の整理もついていないものが多い。本章では、民衆との接点となつた諸国別所と、近辺に立券された莊園における重源の活動に注目し、大勸進事業の民衆史的な意義を探ってみたい⁽¹²⁾。特に荘園文書の再整理を行いつつ、在地における大勸進の具体的展開を明らかにしたいと思う。

なお、諸国別所のうち東大寺別所および高野山新別所は、従来から念仏生活者の拠点という性格が強調され、民衆との接点を想定し難いため、本稿では除外して検討することとする。また、文中で多用する「南無阿弥陀仏作善集」⁽¹³⁾、および稻垣二徳氏所蔵、建久八年(一一九七)六月十五日重源讓状⁽¹⁴⁾は、以後それぞれ「作善集」、重源讓状と表記する。

第一節 別所における重源の活動の基調

(1) 別所の基本構造

重源における信仰の諸要素については、既に中尾堯による総括がある⁽¹⁵⁾。すなわち、醍醐寺僧として出発した重源は、真言を信仰の基盤として保持し、諸方遊歴を重ねつつ法華・念仏三昧を真言の立場から位置付けるといふ立場をとっている。こうした姿勢は、重源によつて建立された別所においても、如実に体现されていると言つてよい。特に、大勸進事業の展開過程における往生行としての念仏の強調は著しい。重源の別所には、基本的に浄土堂・丈六像・湯屋・鐘一口が置かれ⁽¹⁶⁾、浄土堂の丈六阿弥陀像を本尊として、不断念仏を行なう阿弥陀名号の聖が居住していた。この他、摂津渡辺および播磨別所では阿弥陀如来の来迎像が置かれ、この像と菩薩面を用いた迎講(来迎会)も行なわれている。

不断念仏は典型的な往生行であり、浄土堂や仏像の莊嚴、弥陀来迎の有様を可視的・動的に演出する迎講の興行から見て、別所においては「浄土」の現出が明確に企図されていたと思われる⁽¹⁷⁾。また、重源は人々にしばしば阿弥陀名号を付与したが、これには真言の阿字観により、各々の胸に阿弥陀仏の阿字を宿す目的があつたと

言われている⁽¹⁸⁾。周防に残る重源の「石風呂」においては、天井部分に梵字の「阿」が刻まれ、念仏と阿字観の融合が看取される。重源は、真言により諸行を融合的に理解する立場から、諸階層に理解可能な形で「浄土」を提示し、別所に集う個々人に対して諸行による往生を促したと考えられる。

浄土の提示という姿勢は、別所における湯屋の建立という行為によっても支えられていた⁽¹⁹⁾。十一世紀に、寺院の湯屋は既に世俗に開放されており、湯施行は貧民・病者に対する聖の結縁行の一つとして考えられていた⁽²⁰⁾。別所における湯屋もこの性格を引き継いだものだが、重源の場合、長日温室と念仏業が善根の双璧として位置付けられている⁽²¹⁾。

【史料1】

(前略) 抑念仏業、温室之功徳者、諸仏之所嘆、殊勝之善根也、仍南無阿弥陀仏、每至便宜之处、興立此事(後略)

これにより、別所と温室が不可分のものとして結び付けられていたことが分かる。ここにはさらに、重源による戦略的な意図が存在したと思われる。『塵添壇囊抄』巻一〇(『大日本仏教全書』一五〇)には「四十二 淋汗ノ事」として、「無有病患、得長寿身」など温室の功徳を挙げる中に「尤毛風呂温室ヲ構テ人ノ垢穢ヲ可浄也」「浄血肉ノ身、無過于温室ト云云」とあり、その結果「出離穢土往生淨利」であると説かれている⁽²²⁾。つまり、湯屋は僧侶による治病の場であるとともに⁽²³⁾、穢土・穢身を意識させ、浄土へと向かわせる場でもあった⁽²⁴⁾。重源の別所においては、現世・現身を穢とする観念の醸成が、浄土堂や阿弥陀像が眼前に存在することによって、より強い浄土の欣求へとつながるものと思われる。

この時代、別所が民衆から切り離されたものでないことは、平安末に開かれた法隆寺西別所金光院において、女性を含む寺辺住民が逆修として太子講・金光院三十講・迎講に参詣・結縁していたことからもうかがえる⁽²⁵⁾。後述するが、重源の播磨別所浄土堂においても、本尊阿弥陀如来像胎内銘に荘官名主層の結縁交名が見られるように⁽²⁶⁾、「浄土」の現出や阿弥陀名号の付与は、周辺の名主百姓層までを対象とされていた。これを前提として、重源の別所は民衆に対し生々しい浄土の像を提示し、大勸進への結縁に向かわしめる機能を持ったと思われる。

(2) 別所における開発

従来、諸国別所の基本的性格としては、険難・荊棘の地を開発して榜示を立て、諸堂の敷地と住僧の衣食料を供給する田畠を画定し

たもの、という規定がある⁽³⁷⁾。重源の場合、別所周辺の開発が前代に見られぬほど大規模な展開を見せるところに特徴がある。

院政期以来、別所は不断念仏および持経の場であり、治病・往生の場であるという特徴を持つが、いずれも本寺と離れた空閑地であり、必然的にその周囲は険難・荆棘の地となる⁽³⁸⁾。古代における僧侶の験力は、持律と学解の他、山林の遊行・抖擻によって支えられたと言われるが⁽³⁹⁾、平安末には抖擻の延長として、聖により空閑地が「切払」「切掃」され別所が開創されるといふ動きが見られるようになる⁽⁴⁰⁾。これは、別所の供料たる田島へも拡大し、たとえば国東半島においては、山岳寺院が主体となつて「大魔所」「荒山」の開発が行なわれている⁽⁴¹⁾。

こうした別所周辺の開発には、しばしば勸進聖の下につどう石工・番匠などが技術を提供したが⁽⁴²⁾、重源の場合、さらに中国における先進技術が駆使されたものと思われる。

八〇九世紀の江南では、すでに水路開濬・築堤・築堰・設湖・復湖・廃湖などの技術が完備されており、十一世紀北宋代になると竜骨車によるクリーク灌漑も見られた⁽⁴³⁾。一〇三〇年代には蘇州で三五キロの水路（崑山塘）が開濬・構築され、また湖沼の浅水面を耕地化する「湖田」の造成も行なわれている⁽⁴⁴⁾。こうした技術を前提として、宋代の福建では、寺院が橋梁・陂堤の築造、運河の開濬などを担っていた⁽⁴⁵⁾。入宋三度と言われ、周辺に多くの宋工を抱えていた重源も、確実にこうした中国の技術を学んでいるであろう。それが不自然でないことは、弘安年間、蘇州平野の錢塘江における塘陂の技術を学んだ寒巖義尹が、肥後国河副荘の河尻干拓において石組による築堤を行い、また長一八〇メートル、幅四・八メートルの大慈橋を架けたことから類推することができる⁽⁴⁶⁾。別所周辺の大規模な開発は、こうした先進技術を投入したものであり、前代の別所には見られない、活動の独自性として評価できる。

(3) 周辺の神仏への結縁

重源は下向した先々で、別所周辺の神仏に「結縁」を行なっている。ここでは、周防と備前の事例によつて、結縁の目的を明らかにしておきたい。

① 周防国⁽³⁷⁾

重源は、文治二年（一一八六）四月の周防下向以来、一宮玉祖社の宝殿・拝殿・楼門をはじめ、「天神宮御宝殿并拝殿三面廻廊楼門」「遠石宮八幡宮」「小松原宮八幡三所」「末武宮御宝殿八幡三所」の修造に携わっている。

重源の一宮への参詣は、国司としての立場⁽³⁸⁾、および在庁官人の信仰の包摂を企図したものであることが推測される。玉祖社は、

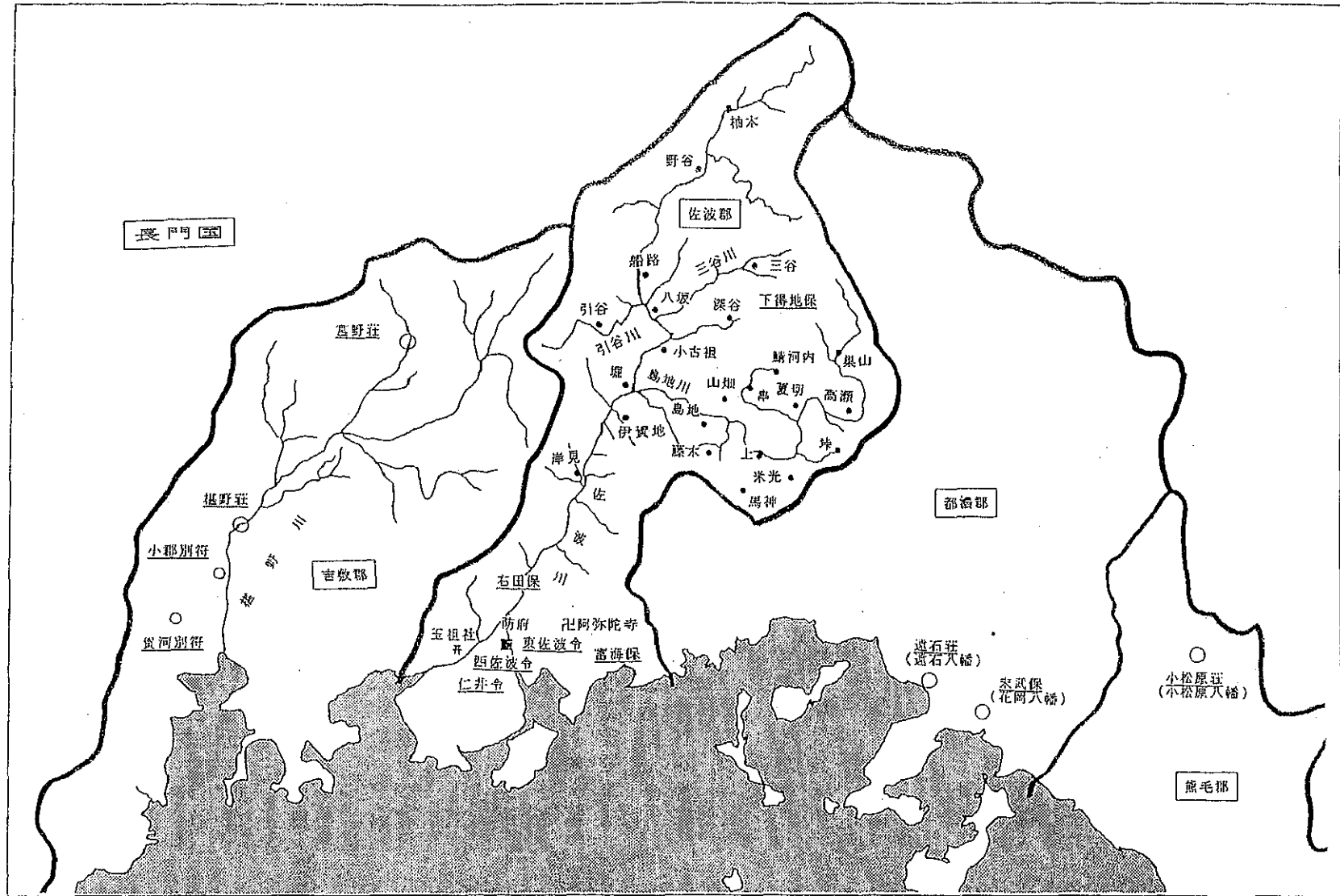


図1 周防国における関係地名

十二世紀前半には周防一宮として確立されており⁽³⁾、永万元年(一一六五)に大樽三百寸を神祇官に献上しているように⁽⁴⁾、佐波川水系を利用した材木の舟運などに関わっていたと思われる⁽⁴⁾。重源も、在庁官人の帰依や国内水面への影響という前提を、周防の杣経営に利用したと思われ、建久六年(一一九五)九月には、「玉祖大明神」の合力に謝して、「国衙与社家之營」のため、玉祖社の遷宮と日別供料田十町の免除を行なっている⁽⁴⁾。

「天神宮」についても同様なことが言える。これは周防国府に近い、勝間浦の松崎天神(防府天満宮)と思われるが、応長元年(一一三一)に「松崎天神縁起」⁽⁴⁾を描かせた土師信定が、周防国在庁官人の土師信貞⁽⁴⁾と同一人物と目されることから⁽⁴⁾、在庁の帰依した神祇の一つであったと考えられる。また、室町期の「九州道の記」(『群書類従』一八)に、

【史料2】

(前略) 山口を出で国府天神へ着、まりふの浦ちかき田じままで船のまはるを待て(中略) 船着たる由注進あり、天神の御はからひとて衆僧よろこばれける(後略)

とあるように、「国府天神(松崎天神)」には勝間浦における航海神的な性格があった。国府付近の船所地区には防波堤と思われる、杭を打ちこんだ流路状の落ち込みがあり、六百点ほどの瓦磁器類が出土しているが⁽⁴⁾、松崎天神はここに存在した国府津の外護を担っていたのであろう。つまり、天神は国府津における航海神の性格を持ち、在庁官人の信仰を集めていた神祇ということになる。重源による結縁には、在庁層の信仰への接触、それによる国衙経営の安定、材木舟運への祈願という目的が看取される。

遠石宮八幡は、石清水八幡宮領遠石荘内、梅花川東岸の高台にあり、石清水の別宮であった⁽⁴⁾。重源による結縁の理由は定かでないが、遠石には「浦」が存在し、八幡の神体は社前の沖の「石」であると言われることから⁽⁴⁾、瀬戸内舟運に対する海神的な神性の影響を企図した可能性がある⁽⁴⁾。

小松原八幡宮は熊毛郡小松原荘内荒瀬にあり、同荘は東大寺領であった⁽⁶⁾。この場合は莊鎮守への結縁であり、寺領経営安定の祈願という面は否めない。

末武宮は、都濃郡末武保の花岡八幡宮と思われるが⁽⁶⁾、同保は国衙領であり、一部は石清水八幡宮領になつて⁽⁶⁾。先の遠石宮と併せて、石清水八幡への配慮も考えられるが、末武の猿振里には周防別所阿弥陀寺の料田一町があり⁽⁶⁾、これはもともと在庁官人の寄進によるものと推定されるので、この際の結縁には、寺領経

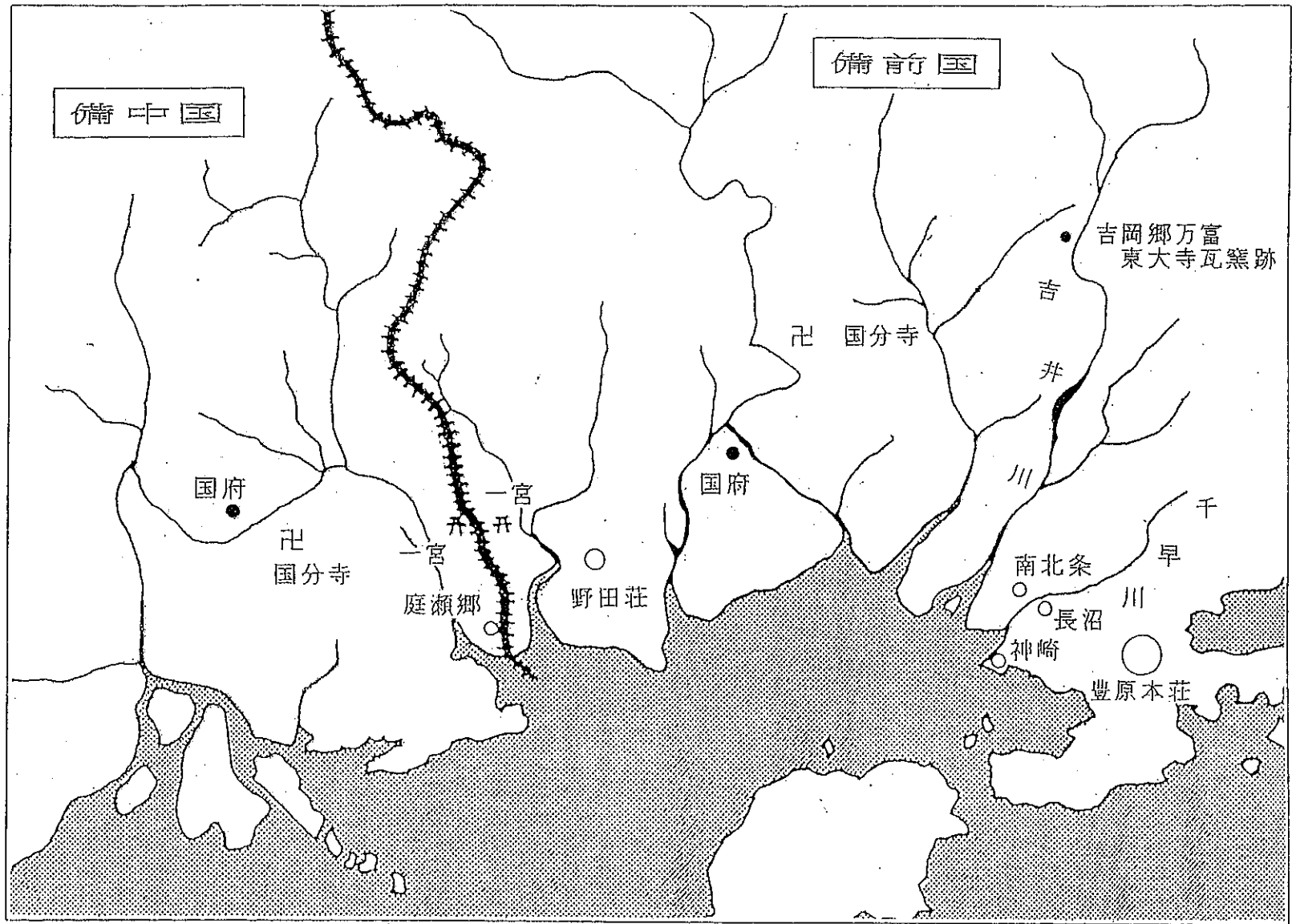


図2 備前・備中国における関係地名

菅安定の祈願や在庁官人の信仰の包摂ということが考えられる。

② 備前国⁶⁴

備前に別所は創建されなかったが、重源は一宮である吉備津彦神社東部の神力寺に常行堂を造立し⁶⁵、丈六の弥陀立像を安置した。また国府に大湯屋を建て、豊原荘内に「豊光寺」と湯屋を造立した。他、国中の「廿二所」の諸寺を修造した⁶⁶。常行堂と国府大湯屋の建立には、周防と同様に一宮および在庁への配慮が看取されるが、これは重源が建久四年（一一九三）四月以後、備前国司であった事情から導かれるものである。

後述するように、備前国務における重源の活動の一つとして東大寺瓦の焼成・運上があり、瓦の運搬には吉井川と瀬戸内海の舟運が利用された。東大寺瓦を焼いた瀬戸町万富付近の堰爪神社（瀬戸町保木）および熊野神社（熊山町徳富）には宋様の石造獅子があり、いずれも吉井川沿いにあることから、瓦の運搬の無事を祈って重源が奉納したものと目されている⁶⁷。周防と同様、一宮など神仏への結縁は水上交通に対する外護を祈ったものである可能性が高い。

豊原荘は、のちに南北条・長沼・神崎荘（村とも称される）を生ずる東大寺領荘園であり⁶⁸、「豊光寺」はその荘鎮守として建立された蓋然性が高い。現在、この寺号を称する寺院は存在しないが、荘域内である牛窓町の千手山弘法寺には、「巧匠法眼快慶 建暦元年三月廿八日」の墨書銘を持つ木造阿弥陀如来立像があり、鎌倉時代以来と言われる練供養（来迎会）も伝わっていることから、この寺院が「豊光寺」の後身と考えられる⁶⁹。阿弥陀像と湯屋の存在は、「豊光寺」に別所としての性格があつたことを示す。

以上、周辺神仏への結縁には、(a)一宮を中心とした在庁層の信仰の包摂、(b)荘園経営の一環としての荘鎮守の創設・補修、という従来の指摘の他、(c)瀬戸内舟運に対する神祇の外護への祈願、という目的が見いだせる。これは、重源が大輪田・魚住泊を補修し、摂津渡辺にも木屋を構えたという事実とあわせて有機的に理解されるべきであり、国郡を越える交通体系の整備を、観念の次元で支えようとしたものと評価できる。

さらに前項の考察からは、(d)開発への神仏外護の祈願という目的も予想される。すでに重源の田島開発には、何らかの宗教的開発儀礼が随伴したものと推測されている⁷⁰。地主神の僧侶への土地譲渡や、寺院開創への妨害の説話が示す通り⁷¹、民衆においては『常陸国風土記』の「夜刀神」のような、自然改変を嫌う土地神の観念が、開発技術の未成熟と見合う形で残存していた。したがって、近辺の神仏の外護を取りつける行為は、民衆の開発への参加を促す上で、重要な意義を持ったと思われる。前項で指摘したような先進的な開発技術は、そうした観念上の補強を得てはじめて実行力を発

揮したのである。

以上、別所における重源の活動の基調を概観した。

①別所は、浄土堂・阿弥陀如来像・湯屋などの装置と、それをめぐる迎講の演出により、民衆の眼前に生々しい浄土の像を提示することを目的とした。②別所近辺における開発は、供料田の設置を目的とするが、そこに先進的な技術を投入し、神仏の外護を得ることで、開発への民衆参加を促したと思われる。③重源が結縁した神仏は、国郡から荘園公領のレベルにわたっており、在庁官人から名主百姓層までの諸階層の信仰への接触の他、新たな陸上・水上交通路の整備を、観念の次元で補強するという目的が考えられる。以上は、従来指摘されるような荘園領主によるイデオロギー支配のあり方と似通っているが、では重源が向きあつた諸階層の人々にとつて、大勸進は如何なる意義を有したであろうか。次節では、諸国における重源の活動をより在地に密着した形で観察してみたい。

第二節 別所と所領経営の展開

(1) 周防国衙と諸荘

① 国衙と阿弥陀寺

文治二年(一一八六)四月、重源は杣における採材のため、多くの工人とともに東大寺造営料国・周防に下向した。諸史料および重源伝承の分布からして、採材活動は佐波川上流の得地保を中心に行なわれたと見られる。

佐波川と引谷川の合流点である引谷山には木津が置かれ、材木を選定する際に捺す「東大寺」銘の焼印が存在していた。材木は下得地保内伊賀地村の関所を経て、(a)陸路および(b)佐波川の水路によつて三田尻湾まで運搬されたが、それは(c)作道・架橋、(d)関水・運河開削などの技術によつて補強されていた。(a)陸路の運搬には、数千人の労力に匹敵するという「轆轤」が使用され、(b)水路では葛・藤の縄で筏が組まれ、浮力を増すため周囲に四艘の橋船(端船)が配置されている。(c)作道・架橋には、前代の技術を継承した岩石の破碎が行なわれ、(d)関水・運河の開削としては、川底に平石を敷きつめる工法がとられている。

こうした技術の投入によつて、杣山をめぐる交通は一層深化したであろう。杣のある佐波郡は国府の在郡であり、牟礼・仁井・富海・得地・小野・右田保などの国衙領が点在している。その年貢輸送は佐波川水系によつた筈であり、それを担う在庁官人を信仰の次元で結集させることは、その後の周防杣経営の上で重要な意義を有したと思われる。前節に見たように、在庁官人の信仰への配慮から、重源は一宮玉祖社・松崎天神への「結縁」を行っているが、さらに

戦略的な意図を以て建立したと見られるのが、牟礼令の別所・阿弥陀寺である。

阿弥陀寺は建久二年（一一九一）十月に上棟、建久六年（一一九五）三月に落慶供養がなされた⁷³。寺内には浄土堂・薬師堂・舍利殿・経蔵・鐘楼・六鎮守・食堂・浴室（湯屋）が造営され、念仏衆十二人、承仕三人、維那六人によつて、毎月の不断高声念仏・薬師講・阿弥陀講・舍利講・往生講（迎講か）・長日温室が営まれている⁷⁴。料田としては国内に散在する水田二十三町五段、陸奥三町があり、これらは在庁官人らの寄進によるものと見られる⁷⁵。

【史料3】⁷³

（前略）代代之留守所在庁官人等、可壇越云々者、至于未来際子孫孫以此山存氏寺可奉仰也（後略）

在庁官人ら自身が右に言うように、阿弥陀寺は留守所・在庁官人の共同の氏寺であると言つてよい。前代における、在庁官人の宗教的結集の場としては、一般的に一宮が考えられているが⁷⁶、周防の場合も、一宮玉祖社への在庁の結集を前提として、阿弥陀寺檀越が形成されたと考えてよいようである⁷⁷。重源は、一宮への結縁を媒介として在庁層という檀越を獲得し、別所によつて彼らを東大寺の側に向かわしめたものと思われる。

以上は国衙レベルの問題だが、杣経営において末端の労働を担つたのは荘園公領の民である。次の史料を見よう。

【史料4】⁷⁸

（前略）而源平合戦之時、周防国弘地損亡、故夫者売妻、々者売子、或逃亡、或死亡、不知数者也、纔所残百姓、若存若亡、為上人着岸之時、國中飢人雲集也、上人発悲心、以船中米悉令施行矣、如此施行及度々之間、重賜農料種、令生活人民、爰巡檢材木之間、深谷高巖莫不歴覽、命杣人等云、於好木求得之輩者、柱一本別可賜米一石云々、因茲杣人等各発励心、不論谷峯、忘羸最負、以求粃好木也（後略）

重源は周防国の「飢人」に米を「施行」し、「農料」を下している。また「杣人」には良木を採取した際、柱一本ごとに米一石を与えた。以上の行為には貧者への施行と領主による勸農の側面が看取されるが、さらに重源は在地の百姓層に対し、別所の性格を持ち湯屋も備えた寺院を提供したのではないかと思われる。

近世の記録によつても、佐波川沿いには重源伝承を持つ寺院や遺蹟が多く分布している。串鯖河内村の林光寺と安養寺（現・法光寺）、



図3 得地保における重源の伝承と遺蹟

野谷村の源徳寺（現・徳祥寺）と石風呂、船路村下庄の釈迦堂、三谷村の寿福院、八坂村の石風呂、堀村の金徳寺、伊賀地村の西方寺と林河内阿弥陀堂、岸見村の石風呂、東佐波令西国衙村の安楽寺・東昌院・宝林寺などである⁽⁷¹⁾。

このうち鯖河内の安養寺は、鎌倉期のものと思われる多宝塔印の版木や伝・重源筆の「上梁記」を所蔵する他⁽⁷²⁾、近年では阿弥陀如来像の年輪が、東大寺南大門の仁王像と一致することから、重源の時代に建立されたものと推定されている。伊賀地村の西方寺は、文永年間までに東大寺末寺となり、国衙直人および地頭などの崇敬を受けていたことが確認できる⁽⁷³⁾。また、西国衙村の安楽寺では宝徳年間にも、在庁によつて毎月六斎の湯屋が催されていた⁽⁷⁴⁾。以上から、重源による開山伝承の信憑性は高いものになるう。

右に挙げた寺院の本尊は阿弥陀仏であり、また付近に石風呂を持つものがあることから、その性格は小別所と言うべきものである。重源は、農料・柚料の下行により百姓・柚人を引き付け、高度な技術による地域開発を行なつたが、それは別所における「浄土」の現出によつて観念的に推進されるものであつた。重源においては「浄土」は決して現世と切り離されるものではなく、階層に対しては、現世での「安穩」を保障しつつ「浄土」を提示する、という化教の形態がとられたものと思われる。

②宮野荘（吉敷郡）

宮野荘は、かつて僧鏡円が陳和卿に施入したもので、重源が所帯の文書を奏達し、四至を定めて和卿の衣食料とした。和卿が東大寺に返付したため、建久六年（一一九五）九月に東大寺領として立券され、和卿に荘務のみ預けたが、元久三年（一一二〇）四月には、東大寺の訴えによりその荘務が停止されている⁽⁷⁵⁾。荘園の立券は重源が国務をとつた期間に行なわれたのであり、それには前項で見た在庁への働きかけが寄与したと見られる。のち同荘は、五十口学生供料、毎年四月御八講・兩饗膳料として毎年百五十石の年貢を出すことになる⁽⁷⁶⁾。

比定地は山口市北部の樞野川上流域で、左岸に条里遺構がよく残っており、また立券文に見える里や柚山などの地名は現在のものといくつか対応がつけられる（別図参照）。宮野荘の名称は、荘城南部の仁戸宮（国衙三宮・吉敷郡総鎮守、現・仁壁神社）に因むものと推定され、立券文によると仁戸宮領に六町百四十歩がある他、宮内辛栗里・宮内社前里・十三条社前里・十一条宮乃里などの土地もその付近に存在したものと思われる。

これらの田畠数の合計は三十五町三段二十歩となり、これは総田畠数の三分の一にあたる。古代以来、宮野では仁戸宮を中心とした条里施行区域で耕作が続けられてきたと見てよいであろう。重源が



圖 4 宮野莊域と関連地名

莊内の清水寺とともに仁戸宮に免田を与えているのは、そうした文脈を重視してのことと思われる。

立券時の莊園の中心もこの一帯と考えられるが、立券文によると宮野莊には、現作田畠百十八町五段の他、杣山二ヶ所、宮野川、在家三十一宇、荒野五十三町五段が含まれていた。杣山と河川が書きあげられるのは、佐波郡と同様に莊内で採材が行なわれ、宮野川の舟運により材木が運搬されたことを示す。また、荒野が書きあげられていることは、後に重源による開発の行なわれたことをうかがわせるが、宮野のうち後世最も広大な田畠を持った「恋路村」が、立券時に「越道里」として二町二段二百八十歩の田畠しか持たなかったことからして、開発は現在の恋路を中心として進められたものと思われる。しかし、同所は条里地割の最もよく残る地域なのであり、重源による開発は、荒野ばかりでなく条里上の荒廃田畠の再開発と安定化、という意義も有したものである。

③ 榎野莊（吉敷郡）

榎野莊は天平勝宝六年（七五四）以来の東大寺領で、九十一町あまりの庄田が存在したが、顛倒して久しいので、重源は天平の証書類を奏達し、再び四至を定めた。建久九年（一一九八）五月に地頭職が停止されているため、立券もその前後のことと思われる。やはり重源の国務の期間にあたっている。同莊の年貢は、大仏殿長日最勝講・顕密供僧四十二口・鎮守八幡宮の御供料、中門法華両堂禅衆往来二百口の用途料に充てられた。

榎野莊は榎野川下流域の小郡町から、北は山口市朝田付近、南は山口市嘉川地区に比定される。時代は下るが、同莊では観応元年（一三五〇）八月に「大風高潮洪水」が起こっている。

【史料5】

周防国東大寺御領榎野庄人民百姓等謹言上

欲早蒙御哀憐、成安堵之思聞事

右、愁訴之趣者、依去年八月一日高塩大風洪水、愁訴之状言上畢、故去年々貢等預免除之間、百姓等開喜悅之眉、息愁吟思処（中略）爰口於当年者早米出来者、急速所当米等、可為弁進口除所存心中処、又今年七月十三四五日之間、大風高塩洪水為超過於去年、庄内損亡取喻無物哉（後略）

同莊は古来から榎野川の氾濫が繰り返された地域であった。七月・八月という災害の季節や「高塩」という文言に見るように、初秋の台風により海水が河川に逆流し、周囲に洪水をもたらしていたと推測される。寺領の顛倒には河川氾濫が大きな因子として数えられるが、重源が顛倒莊園の復興に乗り出したのは、右の災害を防ぎ得

る技術の裏付けがあつたからであろう。重源は、後述の備前のように堤の造成などの技術によつて氾濫を防ぎ、荒廃田島の再開発を行なつたものと推測される。先の「大風高潮洪水」を訴えたのは、樫野荘の「人民百姓」であつたが、右の開発は百姓らにとつて災害の除去という意義をも有したのである。

(2) 備中国別所⁽⁸⁸⁾

重源は備中に別所浄土堂を建立した他、一宮の吉備津宮造営に縁して鐘一口を施入し、「神宮寺堂并御仏舎」および「庭瀬堂并丈六」を修造した。別所は、『拾遺往生伝』下において定秀上人が修行した「新山別所」のことと思われ、国府北方の新山麿寺跡（総社市大字黒尾）が比定される。ここには「鬼の釜」と呼ばれる巨大鉄製釜が残されており、別所の湯屋跡と目される⁽⁸⁹⁾。同所も、在庁官人の氏寺となつたであろう。

重源の結縁した神宮寺堂・御仏舎は吉備津宮境内にあり、一方の「庭瀬堂」については、次の史料が注目される。

【史料6-1】『平家物語』巻二、阿古屋之松⁽⁹⁰⁾

新大納言は備前の児島におはしけるを、あづかりの武士、難波次郎経遠、「これは猶舟津近うてあしかりなん」とて、地へわたし奉り、備前・備中国の堺、庭瀬の郷有木の別所と云山寺にをき奉る。備中の瀬尾と備前の有木の別所の間は、纒五十町にたらぬ所なれば（後略）

【同12】『源平盛衰記』巻七、丹波少将召下事⁽⁹¹⁾

大納言のおはする有木の別所高麗寺と申すは備前に取りても備中の境、妹尾といふは備中に取りても備前の境なり、兩國の間に御部川とて川を一つ隔てたり（後略）

これにより「庭瀬堂」は、庭瀬郷有木に比定される。前掲の諸要素を備えた寺院が重源により建立されたために、「別所」と称されたのであろう。この庭瀬郷は備中一宮たる吉備津宮神主・賀陽氏の所領であり⁽⁹²⁾、備中における重源の活動は、周防・備前と同様に一宮および在庁官人との接触をはかつたものと推測できる。しかし、備中国は東大寺造営料国ではなく、重源讓状にも備中の所領は記されていない。備中に別所を建立する理由は見当らないが、貞観八年（八六六）に備中権介となつた藤原保則が、国内早魃の際に「備前備中国界上」の「吉備津神」に祈祷したように⁽⁹³⁾、備中国府・一宮ともに備前のそれと近いいため、備中での活動には、備前での国務を補強する意義があつたものと推測される。

(3) 備前国衙と諸荘

① 備前国衙と寺社

備前に別所が置かれなかつた理由は明らかでないが、吉備津彦神社東端部に造営された常行堂が一応の機能を果たしていたと思われる⁽⁹⁴⁾。一宮の内部に常行堂が造営され、国府に大湯屋が営まれた事実は、周防と同様に在庁官人層への配慮があつたことを推測させる⁽⁹⁵⁾。重源は、文治三年(一一八七)十月の段階で「大仏用途」に宛てるため、備前国の荒野開発にすでに着手していたが⁽⁹⁶⁾、文覚上人の働きかけにより、建久四年(一一九三)四月以降、東大寺造営料国として備前国・播磨国を知行することとなつた⁽⁹⁷⁾。重源には国務を円滑ならしめるため、周防と同様に在庁官人の信仰への働きかけを行なう必要があつたのである。

重源の備前国務として特徴的なのは、東大寺瓦の焼成と運上である。常行堂跡出土の瓦は、旧・吉岡郷であつた瀬戸町万富の瓦窯跡から出土したものと同刻印であり、十三基のロストル式平窯をもつ瓦窯跡からは「東大寺大仏殿」銘の唐草瓦・軒丸瓦、「東大寺」刻印の平瓦が出土している。さらに吉井川の川底から多数の東大寺瓦が出土していることから⁽⁹⁸⁾、瓦の運送には吉井川の舟運が利用されたと考えられる。また、周防国府跡からは瀬戸町万富の出土品と同原体の叩きを用いた平瓦が出土しており⁽⁹⁹⁾、東大寺のみならず周防阿弥陀寺にも万富産の瓦が使用された可能性が高い。「作善集」の裏文書である建仁三年(一一〇三)七月日備前国表進未進納所惣算用帳に「御瓦用途料」「御瓦運上雑用」「吉岡御瓦」「梶取安清御瓦雑用請懸」「魚住梶取清房御瓦雑用請懸」などの記載が見られるように、重源の国務において、瓦の焼成と運上は重要な意義を持つていた⁽¹⁰⁰⁾。それを担うのは在庁層であり、周防の場合と同様に、重源による在庁層への配慮は、瀬戸内諸津や河川交通路の整備と切り離して考えることができないと思われる。

② 野田荘(三野郡)

重源は、建久四年(一一九三)以降、宣旨・庁宣を得て備前国内の荒野を開発し、散在灯油田二百六十町を獲得していた。野田荘は右の散在灯油田の替に建久七年(一一九六)十一月に一円不輸地とされ、建久九年(一一九八)十二月に立券が命じられた⁽¹⁰¹⁾。これは重源自身が在庁官人に尋ね合わせ、公領野田保が現作田百三〇町余であることを確認した上での措置である。減少した田数を補うため、同荘においても開発がなされたものと推定できる⁽¹⁰²⁾。

その後の田数は明らかでないが、野田荘は「大庄之眼目」であり、銭納で百五十貫文にのぼる年貢があつた⁽¹⁰³⁾。これらは大仏殿夜常灯油・不断供花廻灯・長日阿界供養法・最勝講・八幡宮灯油料の他、手掻会料に充てられている⁽¹⁰⁴⁾。

しかし、野田荘は後項の豊原荘と同様、鎌倉期を通じて幾度か収公と返付が繰り返されており⁽¹⁰⁶⁾、重源による在庁への働きかけや荘園開発の由緒は、全く手放しのまま記憶され得るものではなかつたことがうかがえる。

③ 豊原荘南北条・長沼・神崎（邑久郡）

豊原本荘は後白河院の後院を本所とし、内部には公領の他、延暦寺領、賀茂社領、吉田家領などを含んでいたらしい⁽¹⁰⁶⁾。東大寺領としての南北条・長沼・神崎は豊原荘の加納で、半不輸の地であった。まず、造寺造仏長官藤原行隆が加納内の公領を仏性灯油料として寄付したが、これは彼が長官に補任された養和元年（一一八一）六月以後のことであろう。次に、平頼盛の国務の時、免除の国司庁宣を下されたが、これは文治元年（一一八七）六月三十日から翌年六月二日の間のことと考えられる⁽¹⁰⁷⁾。その後、藤原行隆の子息行房が返還を迫ったため、後白河院の院宣が下され、最終的に建久六年（一一九五）五月七日の官宣旨により南北条・長沼・神崎が立券されて、豊原本荘および公領との分離がなされた⁽¹⁰⁸⁾。その後、開発が進められたと見られ、鎌倉末には別名の「久富」「三楽」および「新作」が現れている⁽¹⁰⁹⁾。

南北条の総田数は、嘉元二年（一一三〇）に四十二町八十二段二十五代⁽¹¹⁰⁾、運上年貢は最高で三十九石四斗の数値が見える⁽¹¹¹⁾。長沼には七十五町三段五代の田畠があつたらしいが⁽¹¹²⁾、それ以上の詳細は不明である。神崎は、永仁五年（一二九七）に九町七段四十代二十八歩の作田を持ったが、定得田は一町二段三十五代十歩、年貢は正米二石であつた⁽¹¹³⁾。これらは、仏供および大仏殿長日不退料にあてられている⁽¹¹⁴⁾。ここでも、重源による大規模な開発が観察される。

【史料 7-1】重源贖状

（前略）南北条方者、当寺長官故左大弁行隆之時、依百事縁、得免許之証文、致開発沙汰之間、下遣巨多奉加米等、相充種子農料、入能治畢（後略）

【同 1-2】堂本四郎氏所藏文書、建久六年（一一九五）五月七日官宣旨案（『鎌』二・七八九）

（前略）右、得彼寺大和尚重源去月六日解状傳、謹檢案内、件南北条・長沼・神崎開発田畠者、豊原庄加納半不輸地、然而為潮損不熟之常、荒野、敢無庄公之依怙（中略）仍運上若干奉加米錢等、充用種子農料、築固潮堤、初令致荒野開發之勤畢（後略）

重源は、これらの地が「潮損不熟之常、荒野」であつたため「奉加米錢」を下して「種子農料」とし、千早川の河口に「潮堤」を築

いて「荒野開発」を行なっている。児島湾の干拓のため、塩堤の古態は確認できないが、一般的に塩堤は堀・土塁や池堤・川除堤の技術を内包したもので、築堤後には樋によって潮抜き（排水）をしたと言われる⁽¹¹⁵⁾。「」にも、周防で見られたような技術が投入されたと見て間違いなからう。

南北条の内検帳には「本河成」「新流」「文永七年流」「弘安十年流」「正応三年流」の記載があり、千早川流域の氾濫が頻繁に起こっていたことを示す⁽¹¹⁶⁾。また、神崎はかつて児島湾の海岸線を持ち、比定地（神崎町）には上浦・東浦・内浜・前浜・東浜などの地名が残っている。河口が現在よりも内陸にあったため、右の地域においては「潮損」「河成」「流」が頻繁に起こっていたものと思われる。重源による「潮堤」の造成は、そうした災害への救済という意義を有したのである。

南北条・長沼・神崎は、立券したにも関わらず、しばしば豊原本荘と同一視され、永仁・文保年間には収公をめぐる嗽訴が起こっている⁽¹¹⁷⁾。また重源は豊原荘内に「豊光寺」を建立したが、鎌倉前期に延暦寺の末寺に編成されたく⁽¹¹⁸⁾、度重なる国衙収公などもあって、豊原本荘の経営は早くに破綻していたと見られる。野田荘の例とも合わせて、重源による国務と荘園の開発には、一定の限界が存在したのである。

(4) 播磨国別所と大部荘⁽¹¹⁹⁾

第四章に述べた通り、播磨国大部荘は久安二年（一一四六）大部郷司・信舜の寄進に基づき立券されたが、国衙の妨害があり、東大寺は播磨国垂水・赤穂・粟生荘と引き替えに、同四年（一一四八）正式な立券を果たした⁽¹²⁰⁾。しかし、大部荘には広大な荒野が広がっていたため、建久頃まで東大寺領としては有名無実であったらしい。重源は陳和卿の料に充てることを目的として後白河院に申請し、建久三年（一一九二）八月に再立券の官宣旨を得ている⁽¹²¹⁾。のち他領と同様、陳和卿が大仏領として東大寺に寄付したため、重源は観阿弥陀仏・如阿弥陀仏を預所として荘園を管掌させた。大部荘の年貢は鎌倉末期には三百石にのぼり⁽¹²²⁾、大仏殿長日両界供・最勝王経転読供・鎮守八幡宮日次御供・同春秋二季御八講・中門法花両堂供花の料に充てられている⁽¹²³⁾。

重源は、荘園東方の「長尾寺」に「結縁」して旧来の寺社に接触する一方⁽¹²⁴⁾、荘内の「数字之旧寺」が「破壊」の状態であったため、その「堂具」と「旧仏八百余体」を「別所」の「薬師堂」に集め、荘園内部の寺社の再編をはかった⁽¹²⁵⁾。前節で見たように、在地の神仏との接触は、開発への荘民の参加を促すための重要な手続きであったと思われる。

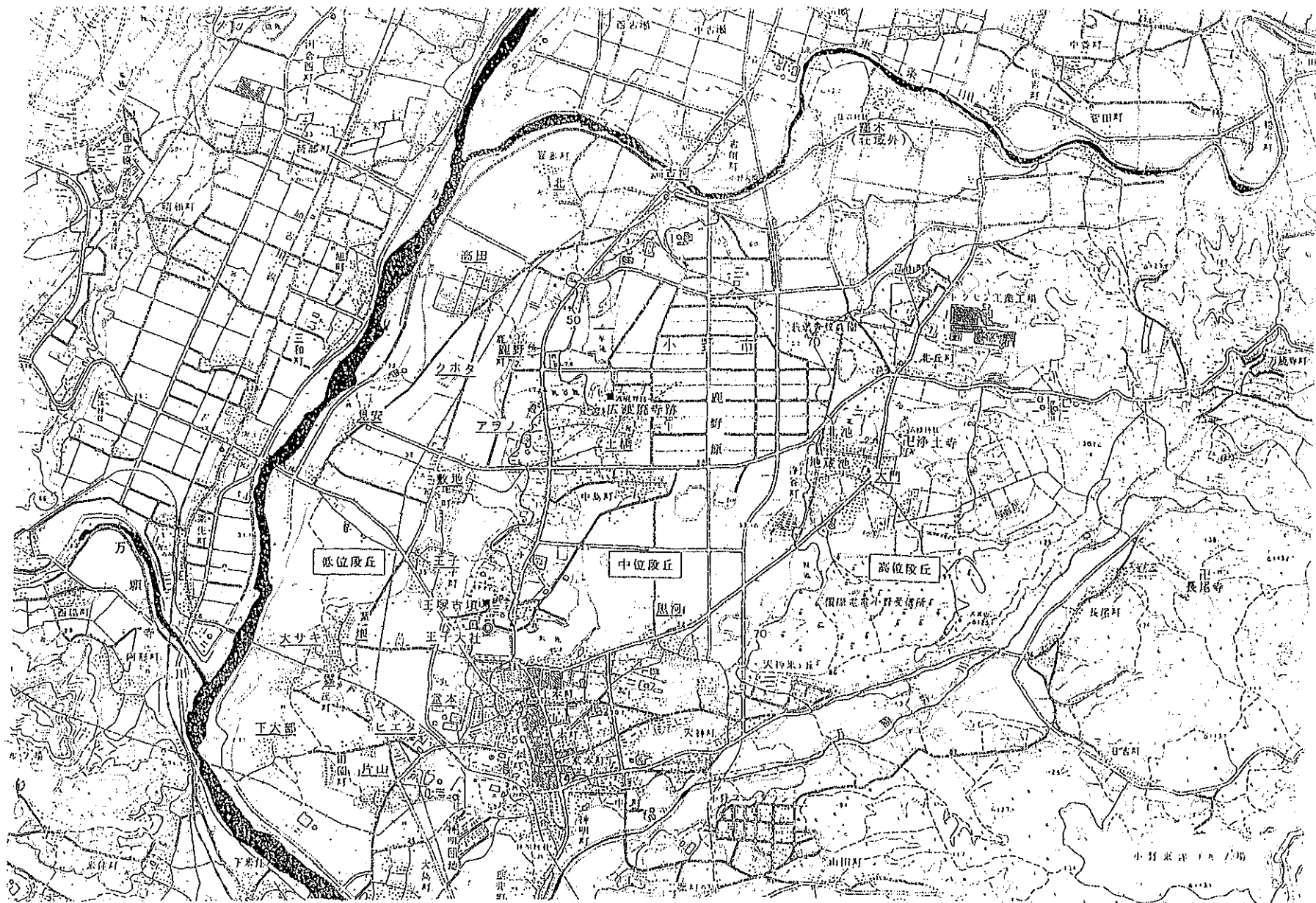


図5 大部荘域の集落と段丘面

別所は莊園を東方から見下ろす地に建立され、浄土堂の他、薬師堂・湯屋が造られている。渡辺別所と同様、弥陀来迎立像も置かれ、正治二年（一一〇〇）から迎講が営まれた。浄土堂阿弥陀如来像の胎内銘には、公文の王氏の他、十五の二字嘉名が見え、別所の建立には周辺の莊官名主層が関わったと見られる⁽¹²⁶⁾。旧来の寺院は荒廃していたのであるから、ここには莊官名主層による寺院建立への欲求が潜在しているであろう。

しかも、別所の眼下には「鹿野原」と呼ばれる荒野が広がり、莊官名主層はその開発にも参加したのである。別所の西方には、「原田八十八町」を一夜で開いた重源が農具を洗ったと伝えられる地藏池が存在し、北池とともに眼下の「鹿野原」を灌漑している。ここを中心として、先進技術と農料の投下により開発が進行したと見られる。「鹿野原」は加古川の河岸段丘の中位面にあたるが、古墳や弥生以来の住居跡が見られる低位面とは異なり、鎌倉期まで住居遺跡などの見られぬ地域であった。しかし、室町期までには右の開発により、黒川・中島・土橋などの集落を形成せしめている。おそらく、比較的多くの田島があつた低位段丘面から移住者があり、彼らの開発によつて右の集落が形成されたものと思われる。

現在、黒川・中島・広渡（土橋）・浄谷（浄仏）の集落は、低位段丘面の集落と異なり、浄土寺の鎮守八幡を氏神としているが、四章に紹介したように、寺院建立・修造への奉加が寺座への参加の論拠となる例などから考えると、別所の建立に奉加し、鹿野原に定住して開発に従つた人々はその後、別所の檀越として固定していくものと推測される。「開発」は現世における百姓の安穩を保障したが、彼らが「開発」に参加した際の精神的な拠り所は、別所において現出される「浄土」だったのである。

(5) 撰津国渡辺別所

木屋敷が設けられていることから、渡辺別所には撰津渡辺津の管理という機能が想定でき、同別所は重源が整備し結縁した瀬戸内諸津の最終的な結節点として位置付けられる。

別所では、建久七年（一一九六）頃から迎講が行なわれていたらしく、浄土堂・来迎堂・娑婆屋・大湯屋・鐘仮屋などもその頃に作られたものだろう。来迎堂には、長八尺の金色弥陀来迎像が置かれ、天童・菩薩の装束や鉦鼓などの楽器を用いて迎講が行なわれた⁽¹²⁷⁾。特に、建仁元年（一一〇一）九月の渡辺橋供養に行なわれた「道講（迎講）」は、後鳥羽上皇の臨席したものとして著名である⁽¹²⁸⁾。

こうした迎講にいかなる参詣者があつたかについては、幾つか興味深い説話が存在する。『源平盛衰記』巻十九、文覚発心の事⁽¹²⁹⁾によると、源渡の妻・袈裟を斬殺した遠藤盛遠は「盛阿弥陀仏」を

名乗り、のち重源の協力者である文覚上人となった。また、源渡も「渡阿弥陀仏」となつて、諸国を遍歴したという。ここから、彼らと重源の阿弥陀名号との関連がうかがえる。

さらに四部合戦状本の『平家物語』巻五、文学発心由来(130)には「永満元年の春三月の初め比に父持遠(遠藤持遠・筆者註)渡辺河に橋を懸けて其の供養有りけり」として渡辺党と渡辺橋の関係をほのめかし、「後家をば世佐の尼とぞ申しける、彼の娘に美女一人有り、鳥羽の秋山の刑部左衛門俊乗が妻なり、彼の橋供養の時、初番に渡る者は罪障を滅する由を聞き、彼の女房一番に橋を渡る」として、俊乗房重源の妻が袈裟であり、渡辺橋の供養にも関わつたとしてゐる。彼女の死後、俊乗と盛遠は「二人共に出家して彼の女房を葬送しけり、骨をば二つに分けて各々頭懸けて、山々寺々を修行しけるが、俊乗は終に入唐して帰朝の後、大仏の大勸進の聖と為て、俊乗上人とぞ申しける、盛遠は文学と名乗りつゝ、山々寺々を修行して後、高雄の辺にぞ住みける」として、重源と文覚の関係の由来を語つてゐるのである。

ここからは、渡辺別所の檀越として武士団渡辺党のあつたことがうかがえるが、国文学において右の説話は、渡辺別所に住した念仏聖・比丘尼衆の唱導文芸であり、遊女に対し愛欲の空しさを説き、仏道に導き入れる意図があつたものと目されてゐる(131)。「袈裟」という女性名は遊女のそれを思わせ、彼女が最初に橋を渡つたのは、橋姫の役割を演ずる遊女の姿が反映してゐる。延慶本『平家物語』(132)には、渡辺の橋供養に、遊女の集住地として著名な、江口・神崎・明石・室・高砂・淀・河尻など瀬戸内や淀川水系の諸津から、多くの参詣者があつたと記される。とすると渡辺別所は渡辺橋とともに、重源の整備した交通体系を前提として、女人、特に遊女たちの「罪障を滅する」信仰の拠点となつてゐたことになり、別所がそうした階層までを化教の対象としたことが推測できる。

なお別所の料所としては、建仁元年(一一二〇)に八条院より施入された頭成荘があり、渡辺浄土堂の念仏衆時料・仏性灯油料・王子御供料に充てられていた(133)。同荘は、住吉大社司解に見える「頭無江」の周辺で(134)、御幣島一帯と推定されるが、荘園経営の実態については不明である。

(6) 伊賀国別所と諸荘(135)

伊賀別所(新大仏寺)は、山田郡の古崎山上の岩石を削つて築かれたという。浄土堂には丈六の弥陀三尊来迎立像が納められ、湯屋と御影堂も建造された。同寺には、かつて重源自筆と見られる願文があり、「建仁二年十月□九日」と記されてゐたこと(136)、同寺蔵の千体印仏五輪塔銘に「建仁三年九月十五日造□ 造東大寺勸

進大和尚」とあること⁽¹³⁷⁾などから、建仁二年(一一二〇二)には造営が始められたと見られる。

伊賀別所は、東大寺領である山田郡阿波・広瀬・山田有丸名の内に存在した。したがって、播磨国大部荘と同様に領田の管理に関わり、また周辺住民の氏寺となっていたことが推測される。阿波・広瀬・山田有丸名は、阿波谷と広瀬・中村の平地および平田の東辺、すなわち現・阿山郡大山田村の上阿波・下阿波・富永・猿野・広瀬・中村にかけての地域と推定される。平安期、山田郡の十一条六里・十四条二里には四段百五十六歩の東大寺領の墾田が存在し⁽¹³⁸⁾、山田村の九条と十条には六条院から施入されたと見られる三町八段の田畠もあつた⁽¹³⁹⁾。阿波・広瀬・山田有丸はその系譜を引くものと思われ⁽¹⁴⁰⁾、のち平家没官地として地頭が補されていたが、建久元年(一一九〇)十二月、後白河院および頼朝の下知により地頭職が停止され、一色不輸の地として宋人陣和卿に与えられた。のち陣和卿が東大寺に返付したため、建久六年(一一九五)に四至を定め立券し、田畠・杣山および阿波・広瀬・山田有丸を東大寺浄土堂の不断念仏用途料に充てた⁽¹⁴¹⁾。

田数については、建仁元年(一一二〇一)三月日の伊賀国在庁官人等言上案⁽¹⁴²⁾に、次のように記されている。

【史料8】

(前略)

念仏堂莊八十一町九段八山田郡内

阿波条廿七町小

同新別府三町二段

同召次名三町三段

広瀬村十八町

浄土寺三町

有丸名廿七町三段大

(後略)

すなわち、山田郡には東大寺念仏堂(浄土堂)の荘園として八十一町九段の田地が存在した。その内訳は、新別府(三町二段)・召次名(三町三段)を分出している阿波条(二十七町百二十歩)、広瀬村(十八町)、浄土寺(三町)、有丸名(二十七町三段二百四十歩)であつた⁽¹⁴³⁾。このうち「浄土寺」が伊賀別所のことと思われ、その供料に三町が充てられていたことになる。

建保四年(一一二一六)には、「阿波保」は四十町二段百六十歩、「広瀬村」は十八町、「有丸名」は四十八町六段二百四十歩であり、他領と同様に開発が進んでいたと思われる⁽¹⁴⁴⁾。これにより、一

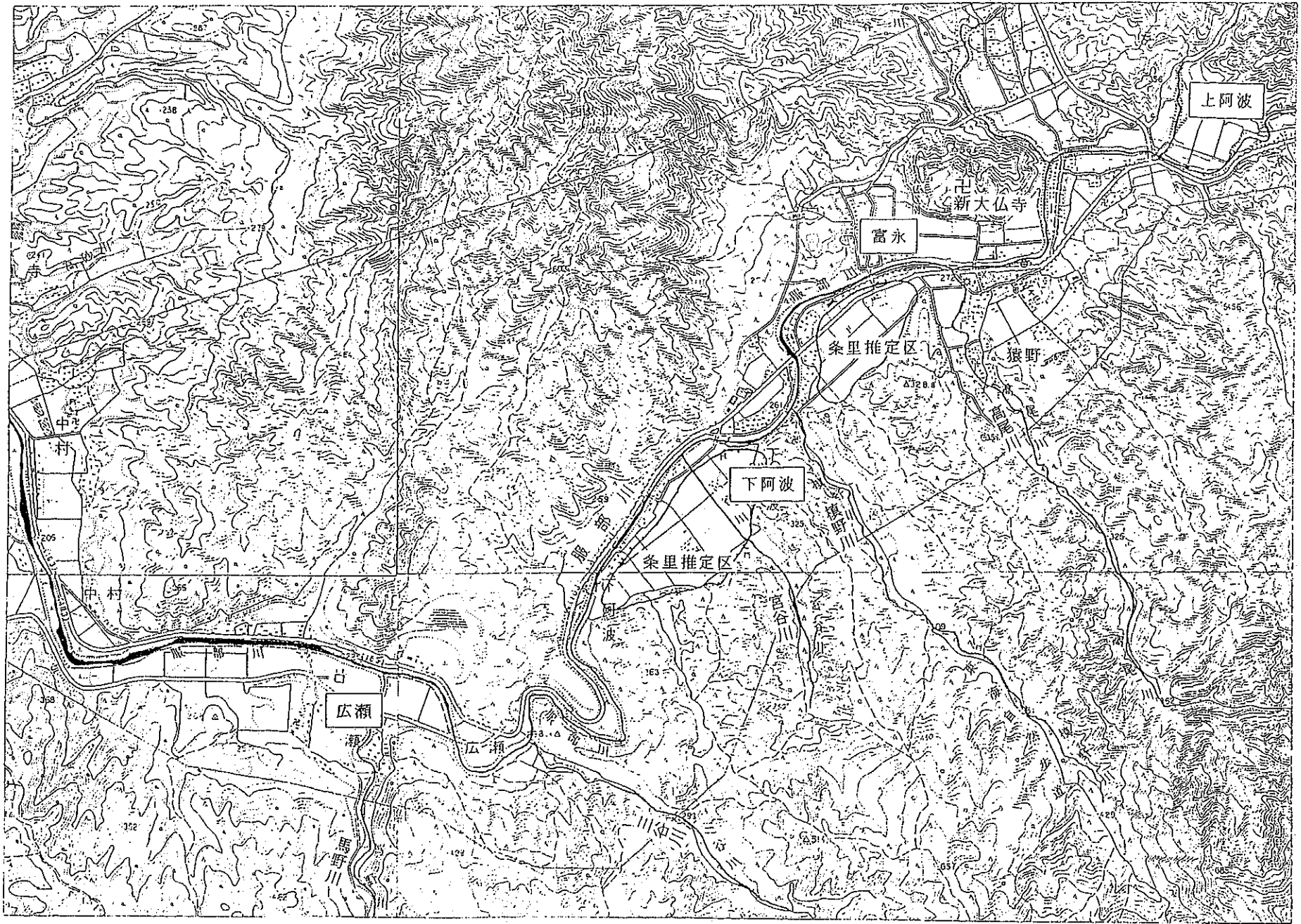


図6 阿波・広瀬・山田有丸荘域と関連地名

二二〇年代に阿波・広瀬・山田有丸は、それぞれ阿波荘・広瀬荘・山田荘として荘号を持つものに発展し、阿波荘はさらに富永荘を分立していくのである⁽¹⁴⁵⁾。

播磨別所と同様、本尊阿弥陀如来の頭部内面には、複数の墨書銘があつたという⁽¹⁴⁶⁾。それらを整理すると、次のようになる。

(a) 在俗の氏姓を有する者

源氏行家・平氏大中臣時家

(b) 在俗の出家形の者

藤原氏沙弥妙法・沙弥入蓮藤原氏・(平氏大中臣時家) 同家住沙

弥意阿弥陀・藤原氏盛入道・中原氏法阿弥陀仏

(c) 阿弥陀名号の者

大和尚南無阿弥陀仏(重源)・大仏師安阿弥(快慶)・源阿弥陀

仏・如阿弥陀仏・得阿弥・寿阿弥・登阿弥・弁阿弥・千阿弥・蓮

阿弥

(d) その他、僧形の者

僧慶西・僧良快・僧良円・僧慶蓮・僧快尊・空願

僧形における慶字からすると、いわゆる慶派仏師が含まれ、大仏師快慶のもとに統括されていた可能性は高い。また、在俗の氏名からして、少なくとも源・平・藤原・中原・大中臣の諸氏が檀越として存在したことになる。彼らはおそらく近辺の荘官名主層であり、在地における開発の主要な担い手と考えることができると断片的ではあるが、播磨国大郡荘に見たような荘官名主層の参加によつて、別所の建立と平行して開発の進められた状況が指摘できよう。

山田郡は古来、早魃が多発した地域で、別所付近の火燃山・龍王嶽・龍王山は祈雨の名所として知られる⁽¹⁴⁷⁾。新大仏寺も旧名を

神龍寺といい、近世には重源の影に雨を祈ると、馬野山から雲が起こり、雨を降らすと信じられていた。しかし、一方で洪水も多発しており、この背景には伊賀国内の杣山の乱伐により森林の保水力が低下し、少量の雨でも洪水が起きやすくなっていた事実が挙げられる⁽¹⁴⁸⁾。名張郡黒田荘の鎮守・大宅子大明神は祈雨・用水の神であると同時に、洪水を防ぐ神という側面もあり、後者の性格は矢川に加陀賀明神にもうかがわれる⁽¹⁴⁹⁾。早魃にせよ洪水にせよ、その原因は粗放な水系における保水力の限界によるものである。重源による開発は、まず以てこの粗放な水系の克服を第一義としたと推測される。その具体的な手法は不明だが、他国の例からして、河川の流路変更や川除堤の造成などが行なわれたことは類推してよいだろう。別所の近辺においては、右のような手法と荘官名主層の協力により水系を改良し、条里の再開発および外縁部の新開が展開していたものと考えられる。ここでもまた、浄土の現出とそれへの縁行としての開発という構図が存在したのである。

第三節 大勸進事業の民衆史的意義

(1) 氏寺・墓所の創設

以上、諸国別所と所領経営の具体相を探ってきた。本節では、右の活動の民衆史的な意義について考察を加えてみたい。

まず、諸国別所は聖による不断念仏の道場というだけでなく、在庁官人層から荘官名主層にわたる人々の共同の氏寺という性格を持つていたことが指摘できる。播磨の例に見る通り、当該期には田地の荒廃や内乱の影響により、在地寺院の疲弊が頻繁に起こっていたのであり、そこには寺院の修造・建立に対する民衆の欲求が先行していたと見るべきである。

国務における交通や荘園公領の開発を實際に担ったのは彼らであり、彼らの労働の精神的な拠り所は、別所において現出された「浄土」であった。そこでは「浄土」は決して現世と切り離されるものではなく、現世・現身が汚穢であることを認識した上で、現世を安穩に生きるための「開発」が行なわれ、それが別所への奉加となつて「後生」が保障されるという觀念が存在した。

別所がそうした場であつたということは、そこに墓所が付随した可能性が高い。現在、播磨別所浄土堂においては、別所の西方に觀阿弥陀仏の墓と伝えられる五輪塔・宝篋印塔があり、その周囲に墓地が広がっている。同様の景観は伊賀別所新大仏寺においても看取され、また周防得地保にも重源が設けた「千人塚」や「僧取淵」などの墓所の伝承が存在する。もともと別所とは、聖の墓所をともしう不断念仏・法華講の拠点であり⁽¹⁵⁰⁾、また不断念仏は平安末に既に埋葬の作法の一つとなつていた⁽¹⁵¹⁾。後世、聖の住所である「別所」が「三昧」と呼ばれ、近辺の住民の墓所となつたことは著名な事実である。また近年、中世墓地の一つの典型として経塚や五輪塔を中心とする共同墓地という景観も指摘されているが⁽¹⁵²⁾、如法経および五輪塔への信仰を濃密に持つ重源においても、氏寺に墓所を付属せしめた可能性は高い。とすれば、これは律宗寺院において指摘されるような、開山塔を中心とする共同墓地⁽¹⁵³⁾の祖型として位置付けられる。既に第一章において、在地社会における墓所とそれを中核とする葬送・追善の重要性について指摘した。重源の別所は、そうした重みづけを、墓所と寺院との接合、すなわち墓所と浄土との接合によつて吸収・止揚したものと解釈される。

(2) 民衆願望としての「開発」

別所の伽藍地自体も、前代同様に荊棘の地を切り開いて建立されるが、その近辺では別所の供料田と東大寺領荘園の大規模な開発が

行なわれている。別所の建立および近辺での開発が荘園の立券と結びつく例は、既に第一節で確認した。重源の場合は、自身が国司となることにより、ほとんど恣意的に荘園を立券できる点に特徴があり、これは勸進聖が国家の認定によって国制レベルの保障を受けた止揚形態と評価できる。荘園の立券によって囲い込まれた荒野の開発は、宋における先進技術の投下により達成され、荒野のみでなく旧条里上の荒廃田畠の再開発という意義も有した。これには、河川氾濫や高潮を流路の変更および堤の造成によって防ぐという手法が多用されたものと推定される。

右の開発においても、その基底にはやはり民衆願望が潜在していたものと思われる。重源は、建仁二年（一一〇二）に河内国狭山池樋の修復を行なっているが、それは「摂津河内和泉三箇国流末五十余郷人民誘引」によるものであった⁽¹⁵⁴⁾。既に指摘したように、田畠の安定と開発は当該期の百姓における最も大きな希求である一方⁽¹⁵⁵⁾、技術の未発達と見合うかたちで自然改変への盲目的な畏怖も存在していた⁽¹⁵⁶⁾。重源は周辺の神仏に結縁し「浄土」を現出することによって、意識面での制約を統御し、具体的には種子農料の給付により、民衆の開発願望を組織化していった。

重源による種子農料の給付には、宗教的な意味合いが付与されている。周防において重源は、米を「人夫の食料にたのみてまかりくたり」「所々におさめ」置いていたが⁽¹⁵⁷⁾、それは貧民の救済にも用いられたと言われる⁽¹⁵⁸⁾。これが民衆にとって如何に大きな意義を持ったかは、得地保（現・徳地町）に「一升峠」「飯の山」「米とぎ池」「米とぎ井戸」「百杯岩」「粥淵」など、重源が米を支給したとされる地名の多く残ること、柚人への食料として「重源柿（こけら）」に鯖之字を書き川に流し杖を以擲給へハ、悉ク化して鯖と成」という伝承が存在し⁽¹⁵⁹⁾、室町期の「大仏縁起」⁽¹⁶⁰⁾にも「諸国の人夫身心つかれしに、俊乗上人大石を餅のことくにちきり、同時に数千万なけ給へは、各是をとり食して、たやすく材木を引けり」と記されることから推測することができる。重源の下した食物は、人々に活力を付与する聖性を持つものと考えられたが、これは在地社会において、種子農料が如何に希求されていたかを物語るものである。

こうした民衆願望との合致を前提として、重源への信仰は祈雨などの農事にも拡大していく。得地保・野谷村の「僧取淵」については、「旱魃の時、此淵に僧衆集り供養なせば、立所に雨ふる事妙なり」と言われ⁽¹⁶¹⁾、伊賀新大仏寺の重源坐像は「庶民相議、登集此山、謹供香華灯明於靈像前」「村民群集礼敬、祈求一雨、沛然百穀滋茂」として、雨乞に験あるものと見なされていた⁽¹⁶²⁾。地方における重源信仰は、こうした局面において最も強く記憶されている

たのである。

(3) 民衆仏教における「大勸進」の位置

前項では、地方における氏寺・墓所の創設、開発願望の組織化という二点を取りあげたが、無論、重源の活動はそれだけにとどまらない。別所に付随する湯屋には病者の治療という役割があるであろうし、その点では十世紀前半まで認められた、国分寺付属の地方治療施設の機能を再興するものであったと評価できる⁽¹⁶³⁾。また摂津の例にとどまるが、別所が女人信仰の拠点として機能していたことは重要であり、重源と高野山麓の尼別所・天野との関連が推測されるのとあわせて⁽¹⁶⁴⁾、重源が女人救済をも視野に入れていたことをうかがわせる。

重源の活動はそうした広がりを持つが、逆にこのようなきめ細かな対応を用意して初めて、別所建立や荘園公領の開発への民衆参加が可能となったと言うこともできる。別所において現出される「浄土」は現世での「安穩」を前提とする以上、民衆はよりよく現世を生きるため「種子農料」を手にし「開発」に関わり、治病として湯屋・温室にも参集する。それは「浄土」への階梯として現世が位置付けられたことを示すが、地方における重源の活動は、荘園領主によるイデオロギー支配というのみでなく、当該期の多様な民衆願望を「浄土」を中核として組織化するという側面をも有していた。

ところで、以上掲げた各項、すなわち氏寺・墓所の提供、荒野開発や交通体系の整備などの土木事業、貧者・病者の救済、女人救済などは、禅・律・念仏など改革派とされる寺院に顕著な活動であり、特に西大寺流律宗による活動がその代表として挙げられる⁽¹⁶⁵⁾。当然、重源の活動との系譜関係が問題になるところであろう。

原田正俊は、念仏聖と禅僧との関連を検討した上で、京都近郊の念仏聖が臨濟宗寺院の「東班衆」として組織されることを推定している⁽¹⁶⁶⁾。一方、律宗寺院においても「八齋戒衆」が三昧聖の性格を持ち、勸進や葬送の末端を担ったことが指摘されている⁽¹⁶⁷⁾。重源門下の阿弥陀名号の聖は、後世に系譜する教団を形成していないが、彼らの多くが右の禅・律・念仏寺院に吸収され組織化されていくことは、当然予測される。もし、末端における系譜関係を右のように想定できるとすれば、重源による大勸進事業は、活動内容の一致とも合わせて、鎌倉新仏教の範疇に含められつつある、遁世僧の活動の源流をなすものとして位置付けることができる⁽¹⁶⁸⁾。不断念仏や「浄土」の現出といった活動は、これら遁世僧に引き継がれ、禅・律などそれぞれの立場によって咀嚼されていくものと思われる⁽¹⁶⁹⁾。

小 結

以上、やや煩瑣な莊園史的考証をまじえつつ、諸国別所と莊園における重源の活動を考察してきた。

莊園領主としての重源の目的は、年貢の増産を狙った田地開発と輸送の円滑化であり、先進技術の投入も神仏への結縁もそれを支えている。しかし、仔細に見ていくと、在地の神仏への配慮、寺院・墓所の建立、開発技術と種子農料の提供など、きめ細かな対応が不可欠だったのであり、それには当該期の民衆願望を吸い上げるだけの対応力と組織力が必要とされる。

民衆願望の中核は、日々の生活（現世）を「安穩」ならしめるための田地の安定化や開発、後生の菩提を確信させる「浄土」の提供などだが、重源はこれらを察知し、具体的な災害除去や治病施薬などの慈恵により民衆を引きつけていった。

無論、その活動は、常に民衆のもつ土着の文脈に置換され、変容していく可能性を有している。例えば田畠の開発者は、在地から一種の「文化英雄」として記憶され、「開発」の所作など草創を再現する儀礼は村落祭祀においても重要な位置を占めることがある⁽¹⁷⁰⁾。

重源もまた、そうした存在として在地に意識されていた可能性は高く、例えば播磨別所浄土寺の近辺では、かつて重源を祀り鹿野原の開発を再現する「鞍掛祭」という祭祀が行なわれていた。また、重源伝承のほとんどが、田地・河川開発や祈雨にまつわるものであり、不断念仏・真言・如法経などの信仰が残存していることはない。それは民衆における重みづけにより生まれたと思われるが、莊園経営における限界ともあわせて、重源の思惟は民衆において更に変容していく余地を残していた。この点で、重源の活動における精神支配の絶対性は、極めて限定的なものになるだろう。

ところで、以上のように見てくると、実は重源のような活動こそが、莊園社会における民衆仏教なのではないか、という疑問が生ずる。法然・親鸞・道元・日蓮など、祖師の段階で彼らの活動を民衆仏教と呼ぶことに筆者は危惧を感じている。果たして、複雑な思惟の上に生まれた一向専修・只管打坐などの論理を、莊園公領の民はどれほど理解し、またどれほど必要としたであろう。おそらく、鎌倉期の莊園社会において実際に受容され得たのは、むしろ念仏聖・持経者を一つの源流とする、禅・律・念仏などの遁世僧の方ではないか。近年、遁世僧に関する研究が充棟しているが⁽¹⁷¹⁾、それによると、ますます彼らの民衆的な性格が明らかになってきたように思える。この推察を支えるべく、次章では重源の流れを汲む遁世僧の一人として著名な西大寺観尊の活動を考察の素材としたい。

- (1) 黒田俊雄「仏教革新運動の歴史的性格」『日本中世の社会と宗教』岩波書店、一九九〇。
- (2) 松尾剛次『鎌倉新仏教の成立』吉川弘文館、一九八八。
- (3) 佐々木馨『中世国家の宗教構造』吉川弘文館、一九八八。
- (4) 「中世的『勸進』の形成過程」『日本中世の権力と民衆』創元社、一九七〇、「東大寺大勸進職の成立」『日本史研究』一五二、一九七五。
- (5) 「重源を中心とする勸進聖集団の組織化と定着」『宗教社会史研究』雄山閣出版、一九七七、「俊乘房重源の宗教的系譜」『古代史論叢』下、吉川弘文館、一九七八。
- (6) 「鎌倉期東大寺勸進所の成立と諸活動」『南都仏教』四三・四四、一九八〇、「東大寺大勸進職と油倉の成立」『民衆史研究』一二、一九八〇、「中世東大寺の組織と経営」塙書房、一九八八。
- (7) その他の文献については、『仏教芸術』一〇五、一九七六、浅井和春・浅井京子『日本の古寺美術』七、東大寺Ⅱ、保育社、一九八六、の文献目録を参照。
- (8) 『大仏再建』講談社選書メチエ、一九九五。
- (9) 戦前には、慈善救済史の視角から、高橋梵仙がこの課題について考察を加えている。高橋「俊乘房重源の慈善救済事業」『日本慈善救済史の研究』三、社会事業研究所、一九四〇。守屋茂「入唐三度支度第一俊乘房重源」『日本社会福祉思想史の研究』同朋舎出版、一九八五、参照。
- (10) 三坂『周防国府の研究』積文館、一九三三、同「周防国と俊乘房重源」『重源上人の研究』南都仏教研究会、一九五五、国守「周防杣の伝領と経営」『山口県文書館紀要』二、一九七一、「俊乘房重源と防長両国」『歴史手帖』五・九、一九七七、平岡「周防阿弥陀寺の成立について」『日本政治社会史研究』下、塙書房、一九八四、藤井「俊乘房重源と備前国」『岡山史学』一、一九五五、同「俊乘房重源遺蹟の研究」『岡山史学』一三、一九六三、前田幹「備前国と俊乘房重源」『仏教芸術』一〇五、一九七六。
- (11) 国守進「重源上人について」『山口県地方史研究』一八、一九六七、福田東亜「東大寺別所の一考察」『南都仏教』二三、一九六九、西田円我「俊乘房重源の東大寺再建について」『仏教大学研究紀要』五四、一九七〇、田中隆次「俊乘房重源の別所について」『大阪教育大』歴史研究』一六、一九七九。
- (12) 本章における「民衆」は、在庁官人から荘官名主層にわたる、地方の在地領主および名主百姓層をさすものとして使用

している。

- (13) 写真は東京大学史料編纂所架蔵のもの他、田澤坦が『美術研究』三〇(一九三四)に紹介し、またコロタイプ本は『奈良国立文化財研究資料』第一冊(一九五五)に収録されている。田澤坦「南無阿弥陀仏作善集註解稿(1)」『武蔵野美術大学研究紀要』一、一九六三。
- (14) 『兵庫県史』史料編・中世五。
- (15) 中尾「俊乗房重源の宗教的系譜」『古代史論叢』下、吉川弘文館、一九七八。
- (16) 福田・前掲註(8)。
- (17) 例えば播磨別所浄土堂においては、阿弥陀三尊像の背後から夕日を差しこませる意匠が凝らされていた。
- (18) 石田尚豊「重源の阿弥陀名号」『大和文化研究』六・八、一九六一。阿字の功德については、「阿字義」『続日本絵巻大成』一〇、中央公論社、一九八四、参照。
- (19) 「作善集」では備中別所に湯屋が見られないが、別所跡と思われる新山麿寺には「鬼の釜」と呼ばれる鉄製大釜が存在する。藤井・前掲註(10)。
- (20) 黒田日出男「中世民衆の皮膚感覚と恐怖」『歴史学研究別冊特集』民衆の生活・文化と変革主体、一九八二。
- (21) 「阿弥陀寺文書」正治二年十一月八日周防国司(重源)庁宣案。
- (22) また、「仏説浴像功德経」「仏説温室洗浴衆僧経」「大正新修大藏経」一六、など参照。
- (23) 高木豊「院政期における別所の成立と活動」『平安時代法華仏教史研究』平楽寺書店、一九七三。
- (24) なお、温泉が別な環境への再生や変身の機能をもったことについては、伊藤克己「中世の温泉と『温泉寺』をめぐって」『歴史学研究』六三九、一九九二。
- (25) 久野修義「中世法隆寺の成立と別所」『日本政治社会史研究』中、塙書房、一九八四。
- (26) 第四章参照。
- (27) 中尾・前掲註(5)。
- (28) 高木・前掲註(23)、井上薫「ひじり考」『ヒストリア』一、一九五一、西寺式部「上代末期から中世に至る別院別所の末寺への展開」『龍谷史壇』三六、一九五二、鈴木三紀子「別所の聖」『史窓』三四、一九七五、中尾堯「中世勸進聖の系譜」『立正史学』四七、一九八〇、小島恵昭「別所の展開と聖の宗教活動」『同朋学園仏教文化研究所紀要』二、一九八〇、吉田清「別所について」『花園史学』四、一九八三、樋口州男

- 「平安仏教と葬送」『中世の史実と伝承』東京堂出版、一九九一、伊藤唯真『聖仏教史の研究』上・下（著作集一・二）、法蔵館、一九九五、参照。
- (29) 藪田香融「古代仏教における山林修行とその意義」『南都仏教』四、一九五七、吉田一彦「僧尼と古代人」『寺院史研究』二、一九九一。
- (30) 高木・前掲註(23)。
- (31) 飯沼賢司「中世における『山』の開発と環境」『大分県地方史』一五四、一九九四。
- (32) 三浦圭一「中世の土木と職人集団」『講座日本技術の社会史』六、土木、日本評論社、一九八四。
- (33) 北田英人「八〇一三世紀江南の湖と水利・農業」『東洋史研究』四七・四、一九八九、同「唐代江南の自然環境と開発」『シリーズ世界史への問い』一、歴史における自然、岩波書店、一九八九。
- (34) 濱島敦俊「明代の水利技術と江南地主社会の変容」『シリーズ世界史への問い』二、生活の技術・生産の技術、岩波書店、一九九〇。
- (35) 竺沙雅章「宋代福建の社会と寺院」『東洋史研究』一五・二、一九五六、日比野丈夫「唐宋時代に於ける福建の開発」『東洋史研究』四・三、一九三九。
- (36) 太田順三「河口干潟における中世的開発の展開と絵図」『莊園絵図研究』東京堂出版、一九八二。銭塘の防潮堤については、ジヨセフ・ニーダム著、東畑精一・藪内清共訳『中国の科学と文明』一〇、思索社、一九七九、四三二〜四四一頁。
- (37) 前掲の他、村田正志「東大寺の造営と周防国衙領」『国史学』二二、一九三五、平岡定海「中世に於ける周防国衙領の性格」『南都仏教』一、一九五四、等参照。
- (38) 土田直鎮「国司の神拝」『古事類苑月報』一〇、一九六八、西口順子「いわゆる国衙の寺について」『日本の社会と宗教』同朋舎、一九八一、水谷類「国司神拝の歴史的意義」『日本歴史』四二七、一九八三、不破英紀「今昔物語集に見る国司と地方仏教」『宝塚造形芸術大学紀要』七、一九九三、同「平安時代前期における国司と地方仏教」『伊勢湾と古代の東海』(古代王権と交流)名善出版、一九九六、等参照。
- (39) 『今昔物語集』卷一七第二三。
- (40) 「永万文書」同年六月日神祇官諸社年貢注文、『平安遺文』七・三三五八。以下、『平』とする。
- (41) 一宮を媒介とした、国衙の河海水面の支配については、保立道久「中世前期の漁業と庄園制」『歴史評論』三七六、一

九八一。

(42) 「玉祖神社文書」同年同月二十八日一宮造替神殿宝物等目録。なお畠山聡は、玉祖社が国衙と対立的な存在であり、在庁官人は自らの領主権擁護を周防別所阿弥陀寺の方へ期待したとするが「阿弥陀寺文書」の在庁官人らの起請文に玉祖社の名が現れることから、信仰の次元で対立を想定することは困難であろう。畠山「東大寺の国衙領支配について」『民衆史研究』四九、一九九五。

(43) 『続日本絵巻大成』一六、中央公論社、一九八三。

(44) 「阿弥陀寺文書」正和二年三月十日周防国在庁官人連署起請文案。

(45) 脇正典「防府天満宮の創建について」『佐波の里』二三、一九九五。

(46) 橋本久和「武士の台頭と自然」『考古学による日本歴史』一六、自然環境と文化、雄山閣出版、一九九六。

(47) 『吾妻鏡』建久二年正月十八日条、「石清水文書」同年二月十日八幡宮寺別当下知状、『鎌』一・五〇八、同元久二年十二月日道清処分状、『鎌』三・一五九三、同寛喜二年正月日宗清置文、『鎌』六・三九二二。

(48) 「道ゆきふり」『群書類従』一八。

(49) 寛文七年八月「防州都濃郡八幡遠石別宮之縁起」(『神道大系』神社編三九)に「南浦には万里の船を繋」ともある。

(50) 「東大寺文書」四ノ三五、暦仁二年二月三日東大寺油田進未注文、『鎌』八・五三七九(以下、東大寺文書は巻号数のみ記す)、京都大学所蔵・東大寺文書、建長元年五月日東大寺八幡宮油注文、『鎌』一〇・七〇八一。荘内には石光・久光名があり、八幡宮惣承仕職は石光名主の世襲である。『防長風土注進案』七、熊毛宰判。

(51) 『防長風土注進案』八、都濃宰判・末武上村。

(52) 『吾妻鏡』文治三年四月二十三日条、前掲註(47)

「石清水文書」八幡宮寺別当下知状。

(53) 「阿弥陀寺文書」正治二年十一月日阿弥陀寺田島坪付。

(54) 藤井・前掲註(10)の他、有本実「知行国としての備前国」『瀬戸内海研究』六、一九五四、金井圓「鎌倉時代の備前国衙領について」『藩制成立期の研究』吉川弘文館、一九七五、中野栄夫「備前国と東大寺大勧進俊乗房重源」『岡山県史』四、中世I、一九九〇、一章三節、三好基之「密教と阿弥陀信仰」同前五、中世II、一九九一、四章一節、等参照。

(55) 神力寺跡出土の古瓦には「吉備津宮常行堂」「東大寺」などの陽刻銘がある。藤井・前掲註(10)。

- (56) 修造された諸寺としては、金山寺が指摘されている。五味・前掲註(8)。
- (57) 前田・前掲註(10)、および脇田秀太郎「宋様の獅子」『岡山春秋』三六、一九五五。写真は、神戸市立博物館特別展図録『日中歴史海道二〇〇〇年』一九九七。
- (58) 堂本四郎氏所蔵文書、建久六年五月七日官宣旨、『鎌』二・七八九。
- (59) 荘内に延暦寺領があつた縁で鎌倉中期に天台系の寺院となつたらしい。「門葉記」二、建永元年慈円起請文、『大正新修大藏経』図像部一二、および「弘法寺文書」『岡山县古文書集』三。
- (60) 黒田日出男「開発・農業技術と中世農民」『広義の開発史と黒山』『日本中世開発史の研究』校倉書房、一九八四。
- (61) 『今昔物語集』巻一の一連の説話、および『大日本国法華経験記』巻下・八一、越後国神融法師。
- (62) 平雅行「中世宗教の社会的展開」『講座日本歴史』三、中世一、東京大学出版会、一九八四。
- (63) 国守・前掲註(10)。
- (64) 「阿弥陀寺文書」元徳二年二月日大行事某下知状、同永正七年十一月十二日山行事職補任状、同寛文五年九月二十八日毛利就信国威寄進状。
- (65) 「阿弥陀寺文書」建治元年六月地頭某下文。
- (66) 「東大寺造立供養記」『群書類従』二四、『群書解題』および『国史大辞典』東大寺造立供養記の項参照。
- (67) 『玉葉』文治三年十月三日条。滑車・ウインチのようなものである。「東南院文書」二ノ三、承和五年八月三日造東大寺司所記文案、『平』一・六三、参照。
- (68) 『小右記』長和五年四月十日条に見える皮聖行円の「鉄槌鑽」を使用した作道の例、また『今昔物語集』巻三一ノ二〇の「嚴廉」を「大きな鉄槌を以て打碎」く僧侶の例。
- (69) 佐波川ダム下流左岸の約五・五Mの水路。
- (70) 同寺鉄宝塔銘。
- (71) 「阿弥陀寺文書」正治二年十一月八日周防国司重源庁宣案、同年十一月日阿弥陀寺田畠坪付。
- (72) 畠山・前掲註(42)。
- (73) 「東大寺文書」正治二年十一月日周防国在庁官人等請文、『鎌』二・一一六三。
- (74) 伊藤邦彦「諸国一宮・惣社の成立」『日本歴史』三五五、一九七七、「諸国一宮制の展開」『歴史学研究』五〇〇、一九八二、井上寛司「中世諸国一宮制と地域支配権力」『日本史研

- 究』三〇八、一九八八。
- (75) 畠山・前掲註(42)。
- (76) 前掲「東大寺造立供養記」。
- (77) 『防長風土注進案』九、三田尻宰判・上、同一、徳地宰判。平田寛・菊竹淳一「俊乘房重源關係寺社の仏像調査報告」『九州文化研究紀要』三四、一九八九。
- (78) 国守・前掲註(10)。
- (79) 「上司家文書」文永十一年四月日玉叡寄進状案、同建治二年三月九日周防国下文案、同建治二年十二月日地頭時盛寄進状案。
- (80) 『防長風土注進案』九、三田尻宰判・上。
- (81) 「上司家文書」建久六年九月日宮野莊立券文、「隨心院文書」元久三年四月十五日後鳥羽院序下文、「鎌」三・一六一三。
- (82) 一一二四―三二、貞永元年四月十六日宮野莊預所職補任状、「百卷本東大寺文書」五五号、貞永元年四月二十一日僧頭弘請文、「鎌」六・四三二〇。
- (83) 守屋孝藏氏所蔵文書、仁平三年四月二十九日東大寺諸莊園目錄、「平」六・二七八三、「東南院文書」三・三二、天曆四年十一月二十日東大寺封戸莊園并寺用帳、「平」一・二五七、「東南院文書」四・付録五、長徳四年東大寺領諸國莊家田地目錄、「平」二・三七七、西尾種熊氏所蔵文書、年末詳東大寺文書出納日記、「平」一〇・補二〇四。
- (84) 「東大寺要録」二、天福元年七月九日關東下知状、「鎌」七・四五三八、同年八月二十三日六波羅施行状案、「鎌」七・四五五一。
- (85) 一一二四―六一、貞永元年九月日東大寺申状。
- (86) 『角川日本地名大辞典』山口県。前掲『鎌』七・四五三八によると、小郡・賀河郷が含まれている。
- (87) 一一二四―五八、鏡応二年七月樞野莊人民百姓等申状案。
- (88) 前掲の他、藤井駿「備中の国衙について」『国史論集』読史会、一九五九、参照。
- (89) 藤井・前掲註(10)。
- (90) 『新日本古典文学大系』四四。
- (91) 水原一・考定『新定 源平盛衰記』第一卷。
- (92) 「吉備津神社文書」『岡山県古文書集』二。
- (93) 「藤原保則伝」『続群書類従』八・上。
- (94) 前節参照。
- (95) 国府の大湯屋は現在、岡山市湯迫の浄土寺の温泉である。中野・前掲註(54)。

- (96) 『玉葉』同月三日条。
- (97) 『吾妻鏡』建久四年正月十四日、同年三月十四日条、
『玉葉』同年四月七日、十六日条。
- (98) 前田・藤井前掲註(10)、根本修・出宮徳尚「中世・近世」『岡山県の考古学』吉川弘文館、一九八七、岡本寛久・伊藤晃『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』三七、一九八〇。
- (99) 『防府市文化財調査年報』Ⅱ、一九八〇、近藤喬一「瓦の生産と流通」『講座日本技術の社会史』四、竊業、日本評論社、一九八四。
- (100) 金井圓「鎌倉時代の備前国衙領について」『藩制成立期の研究』吉川弘文館、一九七五。
- (101) 「東大寺統要録」一、建久七年十一月三日官宣旨案、
『鎌』二・八七九、「東大寺統要録」一、建久九年十二月日後鳥羽院序下文案、『鎌』二・一〇二三。
- (102) 莊鎮守として勝妙寺があつたようだが、重源による働きかけについては不明。京都大学所蔵東大寺文書、嘉元四年二月二十一日野田莊預所某下知状案、『鎌』二九・二二五二七。
- (103) 一・二四・四五五、元徳二年九月日兩堂申状案。および、一・二四・四二、嘉元二年十二月日野田莊年買配分状案に「年買本米分五十三石七斗五升二合八一夕」、「百卷本東大寺文書」一三号、嘉元三年正月十四日大仏灯油聖道戒野田莊銭注進状(『鎌』二九・二二〇八一)に「米七十一石八斗分」の「銭三十五貫文」とある。
- (104) 前掲『鎌』二・八七九、一・二四・四五、建武三年八月野田莊雜掌申状。
- (105) 四一九五、永仁三年七月九日伏見天皇綸旨、一一二四
一二二九、元応元年五月七日後宇多上皇院宣案。
- (106) 『玉葉』建久三年二月十八日条、『門葉記』二、建永元年慈円起請文、『大正新修大藏經』圖像部一二、早稻田大学鳥居大路家文書、正中元年十二月二十五日花山院家定御教書、『鎌』三七・二八九三六、「安仁神社文書」元亨四年四月十九日備前鹿忍莊下司・豊原莊雜掌和与状案、『鎌』三七・二八七二八。
- (107) 『玉葉』文治元年六月三十日条、『公卿補任』文治元年項。
- (108) 堂本四郎氏所蔵文書、同年五月七日官宣旨案、『鎌』二・七八九。
- (109) 一一二四一六六、文保二年十二月二十一日年預五師頭寛奉書案、一一二四一二三〇、元徳三年正月十一日年預所下文案。久富名は岡山市西大寺浜久留。

- (1110) 前掲『鎌』二九・二二〇七五。
- (1111) 『百卷本東大寺文書』嘉元四年十二月九日南北条村年貢算用状、『鎌』三〇・二二七九三。その他、一一二四―二七六、後欠備前国南北条神崎永仁五年分年貢散用状に「六石八斗五升」、一一二四―四六七、嘉元二年三月三十日南北条年貢散用状案に「十二石八斗二升」とも見える。なお内部には、久楽・吉富・永吉名が存在した。前掲『鎌』二九・二二〇七五。年貢は梶取が運送し、「船出上分」「海上上分」なども支出されている。前掲『鎌』三〇・二二七九三、一一二四―一八〇、嘉元三年三月日南北条村嘉元元年未進年貢散用状案。
- (1112) 一一二四―二七九、年月日未詳官宣旨。
- (1113) 所濟分を引いたもの。一一二四―一八六、永仁五年十月二日神崎村作田内検目録。
- (1114) 四―四四、弘安八年八月東大寺注進状案。
- (1115) 黒田・前掲註(60)。
- (1116) 一方で「堤敷」「新堤敷」もあり、十三世紀を通じて幾度か川堤が造成されたと考えられる。京都大学所蔵・東大寺文書、嘉元二年南北条村内検目録、『鎌』二九・二二〇七五。
- (1117) 四―九五、永仁三年七月九日伏見天皇綸旨、「東大寺縁起」永仁三年十一月二十八日後宇多上皇院宣、『鎌』二五・一八九三一、一一二四―四二一、文保二年九月八日年預五師寛頭書状案、「百卷本東大寺文書」三〇号、文保二年十二月二十六日東大寺衆徒等連署起請文、『鎌』三五・二六九一〇。
- (1118) 前掲註(59)、弘法寺文書。
- (1119) 『播磨国大部荘現況調査報告書』I、VI、小野市教育委員会、一九九一―九六年、筑波大学中世史研究会「大部荘現地調査報告」1、8、『日本史学集録』一〇、一一、一二、一四、一六、一七、二〇、一九九〇―九七、橋本道範「播磨国大部荘」『中世のムラ』東京大学出版会、一九九五、川端新「大部荘の開発と水利」『荘園を読む・歩く』京都大学文学部博物館、一九九六、等参照。
- (120) 『東大寺文書』安元元年八月七日東大寺領莊園目録、同治承二年四月公文所公文藤原家職東大寺領文書請取状、『兵庫県史』史料編・古代三。
- (121) 『浄土寺文書』同月二十五日官宣旨写。
- (122) 一一二一―六六、永仁三年正月日大部荘百姓等重申状。
- (123) 一一二一―八四、正安四年七月日東大寺衆徒等申状案。
- (124) 行基による開山伝承を持ち、観音堂・阿弥陀堂・大日堂が残る。観音堂の聖観音像は鎌倉仏である。長尾町区有文書、瑞聖山靈光寺縁起、『日本史学集録』一七、一九九四。

- (125) 神戸大学所蔵「浄土寺縁起」によると、平安末に廃絶したと見られる広渡寺の本尊・薬師如来もここに納められたという。
- (126) 第四章参照。
- (127) 東大寺蔵・渡辺浄土堂迎講鉦鼓銘には、建久九年二月二日の重源の銘がある。
- (128) 『百練抄』第一一。
- (129) 水原一・考定『新定源平盛衰記』第三卷。
- (130) 高山利弘編著『訓読四部合戦状本平家物語』有精堂出版、一九九五。但し、仮名書きになおした。
- (131) 北原保雄・小川栄一編『延慶本平家物語』本文篇上、勉誠社、一九九〇。
- (132) 渡辺貞磨「『平家』文覚譚考―勸進聖と念仏聖」『大谷学報』五九・四、一九八〇、小林美和「説話の生成と展開」『平家物語生成論』三弥井書店、一九八六、水原一「袈裟と盛遠」『新定源平盛衰記月報』三、一九八九。
- (133) 「東大寺文書」嘉禄元年十一月五日官宣旨案、『鎌』五・三四二七。内閣文庫蔵「山科家古文書」安元二年二月日八条院領目録に「序分御荘」として「摂津国柳津川尻 淡路 頭成」。本家職は、昭慶門院に伝領されている。竹内文平氏所蔵文書、嘉元四年六月十二日昭慶門院領目録、『鎌』二九・二二六六一。
- (134) 「住吉大社神代記」『平』一〇・補一。
- (135) 村治円次郎「伊賀新別所新大仏寺に就いて」『重源上人の研究』南都仏教研究会、一九五五、参照。
- (136) 「新大仏寺記」『俊乗房重源史料集成』四五―頁。
- (137) 前掲註(57)『日中歴史海道二〇〇〇年』。
- (138) 「東南院文書」三・六、貞観八年八月三日伊賀国阿閉福子施入状。
- (139) 三一〇、永長二年八月二十五日六条院領伊賀国山田村鞆田村田島注文。『神鳳抄』によると、伊勢神宮領の阿波御厨・広瀬山田本御厨も存在した。
- (140) 久保文武「伊賀国の条里制」『伊賀史叢考』同朋舎、一九八六。
- (141) 『東大寺要録』卷二の一連の文書の他、「松雲公採集遺類編纂」建久元年五月二十日源頼朝書状案、『鎌』一・四四九、同年十二月十二日源頼朝下文、『鎌』一・四九七、「東大寺文書」四・五、建仁元年七月日記録所勘状案、『鎌』三・一二三六、「随心院文書」元久三年四月十五日後鳥羽院序下文、『鎌』三・一六一三。

- (142) 「東大寺古文書」『鎌』三・一一九一。
- (143) これは建久四年段階の田数「山田郡公田八十町」と大差ない。筒井英俊氏所蔵「龍松院文書」建久四年六月日東大寺三綱等解、『鎌』二・六七四。
- (144) 「百卷本東大寺文書」六、同年六月日伊賀国留守所下文案、『鎌』四・二二四〇。
- (145) 「東大寺要録」二、承久三年七月二十七日官宣旨案、『鎌』五・二七八七、「東大寺文書」嘉録元年十一月五日官宣旨案、『鎌』五・三四二七。富永荘には伊賀別所がある。
- (146) 享保十二年三月十日写、本尊御頭面内書付写。現在はこれも火災で焼失している。『俊乘房重源史料集成』四三三頁。
- (147) 『三國地誌』卷六八、六九。
- (148) 新井孝重「中世成初期の杣山をめぐる地域的構造」『民衆史研究の視点』三一書房、一九九七。
- (149) 同右。
- (150) 吉田・前掲註(28)。
- (151) 『今昔物語集』卷廿七第三六、同卷廿九第一七。
- (152) 藤澤典彦「中世墓地ノート」『仏教芸術』一八二、一九八九、同「墓地景観の変遷とその背景」『日本史研究』三三〇、一九九〇、石井進・萩原三雄編『中世社会と墳墓』名著出版、一九九三。
- (153) 細川涼一「中世の律宗寺院と民衆」吉川弘文館、一九八七。
- (154) 改修碑。写真は前掲註(119)『莊園を読む・歩く』等。市川秀之「狭山池の発掘調査」『日本歴史』五八一、一九九六、同「井堰と池溝」『考古学による日本歴史』二、産業I、雄山閣、一九九六、参照。
- (155) 黒田・前掲註(60)。
- (156) 戸田芳実「中世文化形成の前提」『山野の貴族的領有と中世初期の村落』『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七。
- (157) 『吾妻鏡』文治三年四月三十日条。
- (158) 『沙石集』卷九第八。
- (159) 『防長風土注進案』九、三田尻宰判・上。
- (160) 東大寺蔵、下巻・詞書第六段、『社寺縁起絵』。
- (161) 『防長風土注進案』一一、徳地宰判・野谷村。
- (162) 「新大仏寺記」、伊州新大仏寺再興記『俊乘房重源史料集成』四五一頁。
- (163) 追塩千尋「平安初期の地方救療施設について」『日本仏教史学』二二、一九八七。

- (164) 五味・前掲註(8) 九八〜九九頁。
- (165) 細川・前掲註(153)、松尾剛次『勸進と破戒の中世史』吉川弘文館、一九九五。
- (166) 「中世社会の禅僧と時衆」『日本史研究』三一三、一
九八八。また、松下みどり「禅と念仏の接点」『日本思想史学』
二六、一九九四、参照。
- (167) 細川・前掲註(153)。
- (168) 五味・前掲註(8) あとがき、松尾剛次『鎌倉新仏教
の成立』吉川弘文館、一九八八。但し、思想面から見て法然・
親鸞・道元・日蓮を遁世門に含めるのには疑問がある。芥米
「遁世僧における顕密教の意義」『年報中世史研究』二二、一
九九七。
- (169) 例えば、細川「法金剛院導御の宗教活動」前掲註(1
54) 著書、等参照。
- (170) 蘭部寿樹「中世村落祭祀の神話的世界」『宗教史・地
方史論纂』刀水書房、一九九四。
- (171) 前掲註(165) 等参照。